

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢及び対応する民間従業員のデータ

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	47.7 歳	57 人	311,000 円	337,512 円	322,116 円	—	—	—	—
用務員	54.3 歳	9 人	329,000 円	334,700 円	331,978 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.47
清掃職員	43.6 歳	19 人	299,700 円	349,963 円	320,005 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.17
学校調理員	47.9 歳	8 人	317,900 円	322,775 円	318,338 円	調理士	40.4 歳	253,300 円	1.27
その他	47.0 歳	21 人	310,743 円	332,119 円	321,214 円	—	— 歳	— 円	—

※佐用町の数値は平成19年度給与実態調査によるものです。

※その他職員には保育園等施設調理員、支援員、介護員、運転員を含みます。

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当と特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当の平均支給月額の合計額です。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
全体	0 人	1 人	0 人	4 人	5 人	4 人	3 人	6 人	11 人	9 人	14 人	0 人	57 人
用務員								1 人	2 人	1 人	5 人		9 人
清掃職員		1 人		1 人	2 人	3 人	1 人	3 人	3 人	4 人	1 人		19 人
調理員					3 人		2 人	1 人	4 人	2 人	7 人		19 人
支援員				3 人						1 人			4 人
介護員									1 人	1 人			2 人
運転員						1 人		1 人	1 人		1 人		4 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)を2級立てに合成し、次の職務に応じて適用する。

- ・1 級 用務員
- ・2 級 清掃職員、調理員、支援員、介護員、運転員

イ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員と業務	左記職員に対する支給単価
病弱者介護手当	老人ホームに入所する病弱な老人の介護に従事した者	従事 1日3,825円
笹ヶ丘荘勤務手当	笹ヶ丘荘に勤務する者	給料月額の10%
し尿等処理作業手当	し尿及び塵芥を収集し、又はこれを処理する作業に従事する職員	日額 300円
現場主任手当	クリーンセンター及び衛生公苑の施設の維持管理責任者	月額 2,000円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳以上の職員にあつては2号給)を標準として昇給する。

2 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の給与等を参考に適正な給与制度・運用となるよう努めます。
また、職員の退職補充は原則的には行わず、臨時職員等で対応します。

3 具体的な取組内容

基本給については、各年度における人事院勧告に準じて適正な給与等への改正を行います。
特殊勤務手当については、平成19年度にし尿等処理作業手当を月額 8,500円(技術管理者 13,000円)から月額 300円に改正、現場主任手当を月額 5,500円から月額 2,000円に改正しました。

4 その他

合併により重複する施設の統廃合と併せて、民間委託・業務の部分外注などそれぞれの職場実情を精査し、真に必要な公務としての現業職場のあり方を検討していきます。